

## 大阪市城東区役所と西尾レントオール株式会社との包括連携に関する協定書

大阪市城東区役所（以下、「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、活力ある地域社会の形成と発展に資することを目的とする。

### （連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

- （1）城東区の魅力発信、区政・市政のPRに関すること
- （2）市民生活の安全安心に関すること
- （3）健康・福祉に関すること
- （4）社会教育に関すること
- （5）市民活動の推進に関すること
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な分野に関すること

### （禁止事項）

第3条 乙が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- （1）法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- （2）政治活動又は宗教活動を伴うもの

### （連携期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の3ヶ月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲と乙は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め甲と乙でその対応を協議する。

### （協定の解除）

第6条 本協定の実施にかかり、甲と乙が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、

第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合
- (4) その他城東区長が、本協定の継続が困難であると判断し、乙へ事前通知を行った上で、乙に改善が見られない場合

(協議)

第7条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和5年3月30日

甲：大阪市城東区中央3丁目5番45号  
大阪市 協定締結担当者  
城東区長 大東 辰起

乙：大阪市城東区鳴野西2丁目6番8号  
西尾レントオール株式会社  
執行役員レントオール事業部長  
岡本 義清